

令和8年度たま広報及び多摩市公式ホームページ広告掲載業務仕様書

1 件名

令和8年度たま広報及び多摩市公式ホームページ広告掲載業務

2 総則

この仕様書は、多摩市（以下「市」という）が発行する「たま広報」および、市が管理・運営する「多摩市公式ホームページ」に設定した広告掲載枠について広告主を募集し、また広告を作成する業務（以下「本業務」という）を市に代わり実施する事業者（以下「受託者」という）の行う業務の範囲等を定め、もって本業務の円滑な実施を実現することを目的とする。

3 業務内容

- (1) 「たま広報」及び「多摩市公式ホームページ」に掲載する広告の募集、選定、掲載料の収納
- (2) 広告掲載に係る事項についての広告主との交渉、調整その他一切の対応
- (3) 広告掲載に関する広告データの作製・提出、関係書類の提出
- (4) その他「多摩市たま広報及び公式ホームページ等広告掲載等取扱基準」（以下、「取扱基準」とする）及び本仕様書に定める業務

4 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 広告掲載対象等

(1) 広告掲載枠の利用期間

受託者が本業務にて広告主からの依頼で広告を掲載できる期間は、以下のとおりとする。

- ① たま広報 令和8年4月20日号から令和9年4月1日号まで。ただし、この期間に発行する令和9年1月1日号、臨時号及び選挙特集号には、広告を掲載しない。
- ② 多摩市公式ホームページ 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(2) たま広報の概要

- ① 発行日 毎月5日（1月・4月は1日）・20日発行
- ② 発行部数 印刷部数は、約82,500部とする。ただし、配布方法・場所などの状況により変更する場合もあるものとする。
- ③ 配布範囲 市内全戸配布（事業所含む）は約80,000部、市内公共施設ほかは2,400部

(3) 市公式ホームページの概要

- ① 所管 多摩市企画政策部秘書広報課
- ② アクセス数 トップページ：35,262件／月
※アクセス数は、令和7年4月～11月の平均値

6 広告掲載内容及び仕様

(1) たま広報

① 広告掲載枠

広告掲載枠は、たま広報1回の発行につき4枠とし、縦9センチメートル、横24センチメートルとする。1枠の大きさは縦9センチメートル、横6センチメートル（1号サイズ）とする。

② 広告掲載位置

広告を掲載する位置は、多摩市長（以下「市長」という）が指定するページ（原則として最終面の1ページ前）の最下段部分とする。

③ 広告規格

ア たま広報の広告の規格は、次の要件を満たすものとする。

 a 規格の大きさは1枠、縦9センチメートル、横6センチメートルを基本とし、紙面編集の都合により、最大95%の大きさまで縮小することができる。

 b 色は2色とし、たま広報の各号の色に合わせて市長が別に定めるものとする。

イ 多摩市が別に契約する印刷業者が指定するデジタルデータで広告を入稿すること。

※なお契約締結後に色を変更する場合は当該発行日の3ヵ月前までに通知する。

④ その他条件等

市長が指定する日までに、申請書類一式を提出すること。なお、版下原稿は市と協議した上で作製すること。

⑤ 広告原稿の納品

広告原稿は、内容等に関する市の承認を受け、完全版下（データ）で多摩市企画政策部秘書広報課に納品すること。

(2) 多摩市公式ホームページ

① 広告スペース

トップページ：月6枠（トップページ下部。合計72枠）

※広告スペースに、市が直接販売済みの広告を掲載する場合があります。

② 広告の規格

| | |
|------------|---------------------------------------|
| ア 大きさ | 横318ピクセル×縦159ピクセル |
| イ 情報形式 | JPEG形式またはGIF形式（アニメーション不可） |
| ウ 情報量 | 1バナーにつき50キロバイト以内 |
| エ 表示形式 | 静止画（点滅を除く） |
| オ 内容 | 利用者が市のホームページの内容の一部であるかのように誤認する恐れがないもの |
| カ デザイン・色彩等 | アクセシビリティに配慮し、市のイメージを損なわないもの |

③ その他条件等

ア 掲載を希望する日の1ヵ月前までに、申請書類一式を提出すること。なお、版下原稿は市と協議した上で作製すること。

イ メンテナンスやシステム障害等によりホームページの公開が停止する期間について

ても、掲載期間に含まれるものとする。

ウ 1バナーの掲載は1ヶ月単位とし、期間は1ヶ月以上で年度を超えないものとする。

なお掲載開始日は各月初日、掲載終了日は各月最終日とする。

エ バナー広告掲載ページのアクセス数、各バナーのクリック数については、多摩市企画政策部秘書広報課が報告するものとする。

オ 広告を掲載できるページについては、今後追加する可能性がある。

カ バナー広告のリンク先がウイルス等に感染したと認められた場合は、直ちに市に報告を行うこと。ウイルス等の感染が完全に解消され、安全の証明ができるまで掲載は不可とする。

④ 広告原稿の納品

広告原稿は、内容等に関する市の承認を受け、完全版下（データ）で多摩市企画政策部秘書広報課に納品すること。

7 広告掲載条件

- ① 広告主の募集・広告の製作は受託者が行うものとし、募集の進捗状況を隨時、市に報告すること。
- ② 広告掲載申込み・変更申込みは書面で行うこと。
- ③ 掲載できる広告の業種や内容の範囲については、取扱基準の規定によるものほか、必要に応じて市と受託者で事前に協議の上、決定するものとする。
- ④ 広告掲載申込みにおいては、広告主が取扱基準第3条各号に該当しないことを受託者が確認し、広告掲載申込書、広告原稿、取扱基準第7条2項第1号から第4号の書類及び誓約書（別紙1）を提出すること。なお、市から要請があった際には取扱基準第7条各号の書類を提出すること。
- ⑤ たま広報は、令和8年4月20日号から令和9年4月1日号（1月1日号、臨時号及び選挙特集号を除く）の23号分に、1号サイズで各4枠分の広告を用意すること。
- ⑥ 多摩市公式ホームページは、令和8年4月1日から令和9年3月31日まで、最大月6枠分の広告を用意すること。
- ⑦ 市長は、広告原稿のうち、表現内容等で掲載にふさわしくないと思われるもの、又は取扱基準に抵触するものは、作り直し、広告主変更等を指示することがある。なお、広告原稿の修正は、受託者の責任において行うこと。

8 広告掲載料

(1) 広告料の納付

受託者は、契約期間の広告掲載料として、見積書による契約決定金額（当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額）を納付内訳書のとおり四半期ごとに分割して市長が指定する期日までに納入する。

(2) 納入方法

受託者は、市長からの納入通知書に基づき、掲載料を納入するものとする。また、広告枠の

すべてが埋まらない場合についても同様とする。

9 経費

市は、本業務の実施にかかる一切の費用を負担しない。

10 遵守事項

(1) 本業務に関し、第三者からの苦情や何らかの問題が生じた場合、市及び受託者は、直ちに問題解決のために双方誠意をもって対応するものとする。ただし、受託者が集めた広告内容等に関する一切の責任は、受託者が負うものとし、市は一切の責任を負わない。

(2) 業務の再委託の禁止

受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ市長が認めた場合はこの限りではない。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本業務の履行に当たっては、多摩市個人情報保護条例を遵守し、管理運営上知り得た個人情報を適切に保護すること。

(4) この他この規定にない事項及び疑義が生じた場合は、多摩市企画政策部秘書広報課と協議すること。

別紙1

広告掲載に係る誓約書

本日提出した掲載申込書の広告主について、多摩市たま広報及び公式ホームページ等広告掲載等取扱基準第3条各号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

多摩市長 殿

住 所

受託者名
代表者名

広告料の納付内訳書

| 実績月 | たま広報広告掲載料 (税抜) | 多摩市公式ホームページ広告掲載料 (税抜) | 消費税額 | 合計 |
|---------|----------------|-----------------------|------|----|
| 4～6月分 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 7～9月分 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 10～12月分 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1～3月分 | 円 | 円 | 円 | 円 |